

罹災者の方が年金、恩給および国税還付金等をゆうちょ銀行または郵便局の窓口で受取る場合の措置について

2020年7月10日

日本銀行

令和2年7月豪雨による被害により災害救助法の適用を受けた区域に居住している罹災者の方が、ゆうちょ銀行または郵便局（簡易郵便局を除く）の窓口において、官署が発行した国庫金送金通知書により現金を受取られる「年金」、「恩給」および「国税還付金」等の支払いに関しては、指定の郵便局が営業していない場合や国庫金送金通知書を持参できない場合についても、所要の本人確認を行ったうえで支払いに応ずるよう措置しています（2020年10月31日まで）。